

許可番号 第 02428003203 号

産業廃棄物処分業許可証

複写

住所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目 3 番 28 号
氏名 大栄環境株式会社
代表取締役 金子 文雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 7 年 1 月 23 日
許可の有効年月日 令和 9 年 9 月 21 日

1. 事業の範囲

【中間処理】

- 発酵 汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、木くず、動植物性残さ、家畜ふん尿、
（堆肥化） 廃プラスチック類（生分解性プラスチックに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 5 種類
- 破砕 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず、金属くず、
（破袋・分別） ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 4 種類
- 発酵 汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん
（メタン発酵） 等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、紙くず、
動植物性残さ、家畜ふん尿
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 7 種類
- ※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4 年 9 月 22 日 新規許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

複写

(裏面)

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
発酵施設 (堆肥化)	三重県伊賀市治田 字道幸田 3712-1 三重県伊賀市治田 字北福澤 3702-1、 3702-8、3702-10、 3680-1	R4.8.5	汚泥、木くず、動植物性残さ、家畜 ふん尿、廃プラスチック類 92t/日(24h)	—	—
破碎施設 (破袋・分別)	三重県伊賀市治田 3680-4	R4.8.5	廃プラスチック類 146.40t/日(12h) 木くず 230.04t/日(12h) 金属くず 472.68t/日(12h) ガラスくず等 418.32t/日(12h)	R3.1.22	賀地防 第 3002 号の 2
破碎施設 (破袋・分別)	三重県伊賀市治田 3680-4	R4.8.5	廃プラスチック類 60.80t/日(12h) 木くず 63.69t/日(12h) 金属くず 65.43t/日(12h) ガラスくず等 57.90t/日(12h)	R6.2.27	賀地防 第 3002 号の 2
発酵施設 (メタン発酵)	三重県伊賀市治田 字北福澤 3680-1、 3702-10、3702-16、 3680-4、3693-15、 3693-14 三重県伊賀市予野 字鉢屋 4713-1	R4.8.5	【メタン発酵施設】 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙く ず、動植物性残さ、家畜ふん尿 320t/日(24h)	—	—
	三重県伊賀市治田 3680-4		【汚泥の脱水施設】 汚泥 612m ³ /日(24h)	R3.1.22	賀地防第 3002 号の 4

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。